

令和6年度 第12回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和7年3月10日(月) 午後1時30分から午後3時00分

2 開催場所 倉吉市役所 本庁舎3階 大会議室

3 出席委員 (28人)
会長 2番 山脇 優 委員

農業委員

1番 高見美幸 委員	3番 船越省吾 委員	4番 田村静伸 委員
5番 福井章人 委員	6番 藤井由美子 委員	7番 室山恵美 委員
8番 吉村年明 委員	9番 山下賢一 委員	10番 筏津純一 委員
11番 堀川理恵 委員	12番 数馬 豊 委員	13番 鐵本達夫 委員
14番 美田俊一 委員	15番 衣笠健一郎 委員	16番 松本幸男 委員
17番 河野正人 委員	18番 原田明宏 委員	19番 早田博之 委員

農地利用最適化推進委員

福井満寿美 委員	山脇賢治 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
秋山美香 委員	藤原 治 委員	林 修二 委員	小谷義則 委員
山下洋一郎 委員			

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第69号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第70号 農用地利用集積計画の決定について

議案第71号 農用地利用集積等促進計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 内川 啓二

主幹 梶本 幸敬

主任 岩田 寿朗

経済観光部農林課職員

主幹 清水 彰夫

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 ただ今より、令和6年度第12回農業委員会会議を開会いたします。初めに山協会長よりごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは本日の議事録署名人ですが、私のほうで指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。6番 藤井委員、9番 山下委員に本日の議事録署名人をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 本日は全員出席です。

(4) 連絡・報告事項

議 長 それでは(4)連絡報告事項、事務局からお願いします。

事務局 令和6年度第12回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

(5) 議 事

議 長 それでは農業に関する相談会の相談はなかったようですので、続きまして(5)の議事に入ります。本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは本日の議案について説明させていただきます。始めに議案第67号農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページのとおり、番号1〇〇地内における田1筆の売買を始め4件の申請がございます。なお番号4の贈与につきましては親族関係はないと聴取しております。

次に議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。議案4ページのとおり2件の申請がございます。番号1は〇〇地内における共同住宅の建築でございます。申請地は都市計画用途区域の第1種住居地域に指定されておりますので農地区分は第3種農地で、原則許可でございます。番号2につきましては〇〇地内における一般住宅の建築で、本件は令和6年度の第8回農業委員会会議において農振除外の協議があったもので、令和7年1月29日に除外を完了しております。除外後の農地区分は第1種農地で、許可

根拠は集落接続でございます。

議案第69号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてでございます。
議案6ページから7ページのとおり6件の申請がございます。

議案第70号 農用地利用集積計画の決定についてですが議案10ページから31ページまで63件の利用権設定の申出と議案32ページから35ページのとおり、4件の所有権移転の申出がございます。

議案第71号 農用地利用集積等促進計画については議案42ページから61ページのとおり380件の協議がございます。本日の議案は以上でございます。

議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 それでは議事に入らせていただきます。議案第67号 農地法第3条の規定による許可の申請について委員の皆さんにお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 続きまして、議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請について委員の皆さんにお諮りいたします。本件につきましては、本日午前10時30分より当番委員であります吉村委員、林委員、藤井職務代理、内川局長、岩田主任と私の6人で現地の調査に行っておりますので、代表して林委員より報告をお願いいたします。

林推進委員 推進委員の林です。午前中先ほどのメンバーで現地調査に行って参りました。2件とも特に問題はなかったということで報告いたします。

議 長 はい。ありがとうございました。ただ今報告のとおり、問題ないということでございました。これに対して質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第69号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして議案第69号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について委員

の皆さんにお諮りいたします。本件につきましても現地の調査に行っておりますので、林委員より報告をお願いいたします。

林推進委員 はい、先ほどと同じメンバーで午前中現地調査に行っております。6件とも特に問題なしということで報告させていただきます。

議 長 はい、ただ今報告があったとおりすべて問題ないということでございます。ご質問等ございますか。

(なしの声)

議 長 なしということでございますので、ただ今の案件について賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認いたします。

議案第70号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして議案第70号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りいたしますが、本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、そのように進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。

10ページ申請番号1番から13ページ番号9番は秋山推進委員に係る案件でございますので秋山委員の退席を求めます。

(秋山委員 退席)

議 長 それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 10ページでございます。申請番号1番、〇〇の1筆、2, 294㎡の水田の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他13ページの番号9番まで、合計いたしまして21筆、26, 377㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今秋山委員の案件について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。秋山委員の入場を求めます。

(秋山委員 入場・着席)

議 長 秋山委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

続きまして26ページ申請番号49番から27ページの51番は15番衣笠委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(衣笠委員 退席)

議 長 それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 26ページでございます。申請番号49番、〇〇〇の1筆、2, 113㎡の水田の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでその他27ページの番号51番まで、合計いたしまして3筆、8, 309㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今の議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。衣笠委員の入場を求めます。

(衣笠委員 入場・着席)

議 長 衣笠委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。

以上で該当する出席委員に係る案件について審議は終了しました。引き続い

て全体について審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局

10ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は217,280㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、10ページから31ページまでの記載のとおりでございます。

補足ですが28ページ申請番号53番の土地改良区賦課金相当額は、久米土地改良区で10アールあたり2,800円です。続きまして31ページの申請番号63番の土地改良区賦課金相当額は、久米ヶ原土地改良区の水ありの場所です。10アールあたり4,850円です。

続きまして32ページ、所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇〇の1筆7,089㎡の畑でございます。対価は1,400,000円、10アールあたりですと197,490円でございます。

続きまして33ページ、所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇の3筆979㎡の水田、畑でございます。対価は293,700円、10アールあたりですと300,000円でございます。

続きまして34ページ、所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇〇の1筆456㎡の水田でございます。対価は21,000円、10アールあたりですと46,053円でございます。

続きまして35ページ、所有権移転関係でございます。所有権の移転を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇の1筆1,048㎡の畑でございます。対価は70,000円、10アールあたりですと66,794円でございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては36ページから38ページ、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、39ページ記載のとおりでございます。

いずれも農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長

全体の説明が終わりましたので、質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長

質疑がないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第71号 農用地利用集積等促進計画について

議長 続まして議案第71号 農用地利用集積等促進計画についてお諮りいたしますが、利用集積等促進計画各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしということでございますので、進めさせていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。

44ページ番号59番から45ページ番号66番は、議長である私に係る案件でございますので、議長を藤井職務代理に交代し、私の案件について審議いただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしということでございますので、議長を交代させていただきます。

(議長 交代)

6番 それでは、2番 山脇委員の案件について審議いたしますので、山脇委員の退席を求めます。

(山脇委員 退席)

6番 それでは、山脇委員が退席しましたので44ページ番号59番から45ページ番号66番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 44ページ農地番号59番でございます。借受経営体は、〇〇〇。土地につきましては〇〇〇の1筆1,350㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。その他、農地番号59番から45ページの番号66番まで合計いたしまして8筆の10,555㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。以上でございます。

6番 ただ今、山脇委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

6番 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

6番 ありがとうございます。挙手多数ということで異議なしと認め、この案件につきましては承認と決定いたしました。それでは、山脇委員の入場を求めま

す。

(山脇委員 入場・着席)

6 番

山脇委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。山脇委員の案件が終わりましたので、ここで議長を会長に交代します。

(議長 交代)

議 長

それでは続きまして進行させていただきます。42ページ番号4番から16番の〇〇〇〇〇〇〇〇は、6番 藤井委員に係る案件でございますので、退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議 長

それでは、藤井委員が退席しましたので事務局より説明をお願いします。

事務局

42ページ農地番号4番でございます。借受経営体は、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては〇〇〇〇〇〇〇の1筆2,092㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。その他、農地番号5番から16番まで合計いたしまして13筆の26,079㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。以上でございます。

議 長

ただ今、藤井委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

議 長

質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成ということで承認いたします。それでは、藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入場・着席)

議 長

藤井委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。

続きまして44ページ番号43番は、19番 早田委員に係る案件でございますので、退席を求めます。

(早田委員 退席)

議 長 それでは、早田委員が退席しましたので事務局より説明をお願いします。

事務局 44ページ農地番号43番でございます。貸出契約名義人〇〇〇〇。借受経営体は、〇〇〇〇。土地につきましては〇〇の1筆2，208㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。以上でございます。

議 長 ただ今、早田委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

議 長 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございました。全員賛成ということで承認いたします。それでは、早田委員の入場を求めます。

(早田委員 入場・着席)

議 長 早田委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。

続きまして55ページ番号268番は、10番 筏津委員に係る案件でございますので、退席を求めます。

(筏津委員 退席)

議 長 それでは、筏津委員が退席しましたので事務局より説明をお願いします。

事務局 55ページ農地番号268番でございます。貸出契約名義人〇〇〇〇。借受経営体は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては〇〇の1筆1，798㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。以上でございます。

議 長 ただ今、筏津委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

議 長 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございました。全員賛成ということで承認いたします。それでは、筏津委員の入場を求めます。

(筏津委員 入場・着席)

議 長 篠津委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。

続きまして５９ページ番号３４１番及び３４２番の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、１４番 美田委員に係る案件でございますので、退席を求めます。

(美田委員 退席)

議長　それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 ５９ページ農地番号３４１番でございます。借受経営体は、〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては〇〇の１筆３，０５０㎡の水
田の促進計画で、賃借権の設定でございます。その他、農地番号３４２番を合
計いたしまして２筆の６，０１６㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定ござ
います。以上でございます。

議長　ただ今、美田委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

議長　質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 举手)

議長　ありがとうございました。異議なしということで承認いたします。美田委員の入場を求めます。

(美田委員 入場・着席)

議 長 美田委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。

続きまして５９ページ番号３５６番から６０ページ番号３７５番は、１２番
数馬委員に係る案件でございますので、退席を求めます。

(數馬委員 退席)

議 長 それでは、數馬委員が退席しましたので事務局より説明をお願いします。

事務局 59ページ農地番号356番でございます。借受経営体は、〇〇〇。土地につきましては〇〇の1筆1, 273㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。その他、農地番号357番から60ページの番号375番まで合計

いたしまして20筆の36, 391㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。以上でございます。

議長 　ただ今の案件について事務局より説明がありました。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 　質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 　ありがとうございました。全員賛成ということで承認いたします。それでは、数馬委員の入場を求めます。

(数馬委員 入場・着席)

議長 　数馬委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。

　続きまして60ページ番号378番及び61ページ番号379番は田倉推進委員に係る案件でございますので、退席を求めます。

(田倉委員 退席)

議長 　それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 　60ページ農地番号378番でございます。借受経営体は、〇〇〇〇。土地につきましては〇〇の1筆1, 106㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。その他、61ページの番号379番を合計いたしまして2筆の1, 714㎡の水田の促進計画で、賃借権の設定でございます。以上でございます。

議長 　ただ今、田倉委員の案件について事務局より説明がありました。ご質問、ご意見ございませんか。

(なしの声)

議長 　ないようですので、挙手による採決を求めます。ただ今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 　ありがとうございました。全員賛成ということで承認いたします。それでは、田倉委員の入場を求めます。

(田倉委員 入場・着席)

議 長 田倉委員へ、ただ今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたことをご報告申し上げます。

以上で該当する出席委員の案件については終わりましたので、その他の案件について事務局、説明をお願いします。

事務局 はい、42ページでございます。農用地利用集積等促進計画につきましては、42ページの番号1番から61ページの番号380番まで、合計で515、246㎡の水田、畑でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議 長 ただ今全体につきまして説明がございました。皆さまからの議案に対する質疑を求めます。ありませんか。はい、鐵本委員。

13番 13番 鐵本です。47ページの〇〇さんと、59ページの〇〇さんが経営体が②番なので新規の認定農業者ということでよろしいでしょうか。良いことだと思ひまして。

議 長 はい、事務局。

事務局 〇〇さんも〇〇さんも認定新規就農者ということです。

議 長 よろしいですか。

事務局 補足します。先ほど会議報告をした際2月19日に就農状況確認会をいたしましたスイカの〇〇さん、こちらが〇〇〇〇さんでございまして、イチゴの方で2月27日に青年等就農計画事前検討会でイチゴの計画と申し上げた分が〇〇さんの件です。ちょうど〇〇の田んぼを借りられるということでございますのでこの案件です。

議 長 よろしいですか。その他ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、議案第71号につきまして賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。以上で議事は終結いたします。

(6) その他

議 長 続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧ください。(1) 農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書について、岩田主任より説明をしてく

ださい。

事務局 別冊の2ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます。(1)は倉吉市が発注する公共工事に伴う一時転用でございます。届出地、転用期間等は記載のとおりでございます。3ページ(2)は鳥取県が発注する公共工事に伴う一時転用で届出地、転用期間等は記載のとおりでございます。以上でございます。

議 長 続きまして(2)あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について、梶本主幹より説明をしてください。

事務局 はい、4ページのあっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてということです。今回は3件ありました。1番目から説明させていただきたいと思います。

まず1番目ですけど、相談者が所有者の○である○○○○さんで○○○○○の水田であります。相談内容は賃貸借ということであります。

5ページ、2番目は相談者が○○○○さんで○○の水田であります。相談内容は、売買ということであります。

6ページ、3番目は相談者が所有者の○である○○○○さんで○○の水田であります。相談内容は、使用貸借ということであります。この分は今年あっせんがあったんですけど、ほぼ決まったんですけど残りの分を再度提出されたということであります。

以上、あっせん委員の選任についてよろしくお願いいたします。

議 長 まず1つ目は○○の分ですね、○○○、藤井さん。

6 番 はい。この分は、作ってもいいという方がおられまして。

議 長 なら決まりですね。

6 番 ただちょっと一言言われましてね、種籾も注文しちゃっているのもっと早く言って欲しかったということでした。

議 長 いつ頃出てきたのかな。

事務局 2月3日ですね。

議 長 2月の会議にかけないけんけどもう議案ができてしまっているからどうしようもないだ。

6 番 ちらっと言ってもらったら、ということでした。

議 長 はい。続きまして、○○○の件。松本委員、間に入ってもらえますか。前から出とって、○○の人にも聞いたけどなかなか作り手がなくて、やむなく今回また契約しただけ。昔の水路で、底から水が出てきて田んぼが乾かんだ。いつでも返すけ、もし良かったら誰か探してくれたら。広場の下から2番目です。

よろしくお願いします。

16番 はい。

議 長 続きますは、〇〇。〇〇地区、數馬委員と堀川委員ですね。お願いします。続きますはあっせん活動の状況について報告をお願いします。田倉委員。

田倉推進委員 推進委員の田倉です。〇〇〇〇〇さんの3反ですね、〇〇〇の方それから〇〇の方たくさん作っておられる方にご相談しましたが、なかなか、水田でちょっとゴタゴタされているのを皆さんご存知なものですから関わりたくないとなってしまうて、残念ながら作ってやるという人はいませんでした。

議 長 はい、ありがとうございます。どうしようもありませんね。農業委員会でも仲介して協議してもらいましたが、物別れになったこともありますし。なかなか難しいかなと思います。
続きますは、小谷委員。

小谷推進委員 推進委員の小谷です。2番の内容について報告をいたします。〇〇〇〇〇〇の2枚なんですけれども、〇〇〇在住の方に一生懸命頼んでまして、まだなのですがもう一度なんとか作ってもらえるようにしたいと思います。それと3枚目は同じ〇〇〇ですが〇〇の〇〇になります。前期に農業委員をされていた〇〇さんになんとか作ってもらえないか頼んでいる状況です。決定はしていませんので引き続き努力します。以上です。

議 長 それでは引き続きお願いいたします。続きますは、吉村委員。

8番 8番 吉村です。地域の方にもいろいろ相談してみたんですけど、イノシシが出るようで受けてもらっていません。引き続きあたってみます。以上です。

議 長 はい、お願いします。続きますは、早田委員。

19番 早田です。〇〇地内ですが、昨年にもあっせん申出を受けております。以前耕作されていた方にも再度お願いし、〇〇地内を耕作している方にもお願いしましたが、道路幅が狭いことや水路が土水路で耕作に大変労力がかかるということから断りを受けました。今後も耕作者がないか検討していきます。

議 長 〇〇の土地は大変なところだと思いますけど、なかなか。作っている人でも辞めたいって言ってる人もいましたけど。がんばってお願いします。
続きますは〇〇さんの件、これは松本委員ですね。

16番 16番 松本です。これは既に賃貸借ができまして、来月でも農業委員会に出てきます。〇〇さんというスイカを、誰も作れんようなところに作っておられます。その方が受けてくれました、どうもスイカを作るようです。

議 長 どこの方だったかな。

- 16番 ○○○かな、開拓で出ておられて、帰ってから○○に。それからこっちに、今子どもさんが帰ってきて、本格的に倉吉でスイカを作るってことであいさつに来ておられました。
- 議 長 ○○でね、借りた家の近くの同じ水田がですね背丈より高いカヤの株が何個もあって、下は石があって、それを夫婦2人で人力で開墾されました。見事に再生してもう何年かスイカを作っておられます。それから自分でトラックも買ってスイカ出荷されて、去年はスイカを植えてないから心配になったら他の野菜を作付けして。いて。
- 秋山推進委員 パパイヤです。
- 議 長 パパイヤだったか。この方は私が組合長をしている○○の中山間組合の地内の○○さんのところをすべて借りて耕作してくださるということで、大変助かります。ありがとうございました。
- 議 長 続きましてこれは全部で36筆ありますが、各地区の委員さんが7人名前が挙がっておりましてそれぞれ報告していただきましょうか。
- 林推進委員 推進委員の林です。上からいきます。○○は1窪だと思いますが○○○○の横にあって、物を作りならんようになってから6、7年になると思います。大きな機械を持ってないと、ということでとても私の周りの人では無理だと判断しております。それから○○は昔から埋め立てしたところで水が問題になっていて、これは除外で無理だと思います。○○はわずかな面積ですのでこれも受け手がないと思っております。○○○は3反窪で、その片方は○○の人が作っておられましてその人に聞いてみたところ、とてもとても機械も持ってないし田植えも稲刈りもみんな人に任せているので無理だということです。これも20年近く作ってありませんしとても作り手がありませんというところでございます。
- 議 長 はい、もう無理だったらいいんです。
- 16番 1ヶ所あります。
- 議 長 では、小谷委員。
- 小谷推進委員 推進委員の小谷です。その1ヶ所というのはですね○○○の土地改良区のほうの田で、○○○○○○○○○○○○○○○○の5反5畝弱の田なんです、ここも何十年と耕作を辞めてからそのまま放ってありましたので、今ゴズボがものすごい茂っていると。ゴズボなのでなんかイモみたいなものがついてしまっていて、なかなかこの部分も話はしているんですがちょっと大変だなと。田んぼはもう諦めています、これをきれいにして畑かなにかにしてみたいなという方が○○地区に1人おられまして。認定農業者の○○さん、亡くなった○○さんの○○さんが住所は○○なんです。元々○○なので、その方がやってみようかとは言っているんですけど。荒れているので荒れた土地を作れるような状況にするのに、なんか手当がないかなという話もありまして。ちょっと一遍

農業委員会に相談をしてくださいと言っていますので、相談に訪れるのではないかと思います。その辺がうまくいけばこの5反5畝弱の田はなんとか作ってもらえるのではないかと。

そういうようなことを踏まえまして先週3日に〇〇〇の松本理事長と私の2人で本人のところに行きまして、いろいろやっているけれども今可能性のある部分としては先ほどの1筆で、他については非常に難しいですよということで、貸される場合の賃料はこれくらいでということで話をしました。以上です。

議 長 その時にですね、再生事業の補助事業のことを言われましたか。1反5万円までの補助事業のこと。それをもらってきれいにすることもできますので、そういうこともどんどん話をしてあげてください。

小谷推進委員 はい、わかりました。

議 長 松本委員、どうぞ。

16番 所有者の〇〇〇〇さんのところに小谷推進委員と行ってきました。ちょっと訳ありで作り手がないんですよ。これだけあって、なんで作っとらんだいやって皆さん思われるように。改良区でこの人は何百万かの未収金があるんですよ、私が理事長になってから毎月のように督促に行っとるけど屁とも思っとらん、また来たかというような感じで。中山間地の費用も入れてくれない、なかなか難しいかな。作ってくれる人を探す以前の問題だということを付け加えておきます。以上です。

議 長 はい。私もこの本人はよく知っております。なかなかはいはいと作ってくれる人はいないと思っております。先ほど松本委員が言いましたように、私も〇〇〇の理事をしとった当時、松本委員に代わるまで未収金の対策委員長もしていました。なかなか集金もできないようなことなんです。〇〇〇改良区は今も未収金を抱えていて、こういう大口の方が何人かいるものですから大変だと思います。その中の1人です。改良区が中山間の事務局をしているけど、これはエリアに入っているか調べておいてください。お願いします。

16番 はい。

議 長 ということで、たくさん挙がっておりますけれどこれは大変でなかろうかと思いますが、全くあっせんをしないというわけにもいきませんのでしてみてください。それでは次、衣笠委員。

15番 15番 衣笠です。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と〇ですが、誰かが耕作した跡はありました。以前の案件のように進んで作ってくれる方はなかなかおられません。それと、この相談者の〇〇さんに連絡をとろうと思うのですが、今も報告は行えていません。携帯にかけても折り返しがありません。引き続き対応します。

議 長 わかりました、お願いします。それでは報告が終わりましたので（4）の活動記録について、梶本主幹お願いします。

事務局 (4) 農地利用最適化業務活動日誌の提出について、ということで提出期限を3月14日金曜日と記載しております。この分は先月に皆さんにお話させてもらったら提出がありましたので、残りわずかですのでよろしくお願いします。提出していただいてありがとうございました。以上です。

議長 はい、今月の14日、来週の金曜日までですね。皆さんかなりあっせん活動をしておられますので、きちんと出してくださいよ。
それで(5)その他、松本委員お願いします。

16番 すべてに関係があるのですが相続放棄についてで、今相談の案件のこの方は〇〇のほうの方で全部を相続放棄しちゃったと。うちも賦課金はもらわないけんし、そうかと言って放棄すると耕作放棄にもなるし。こういうかたちがこれから出てくるので、やはり農業委員会でもこういう項目を整理するというか、改良区だけの問題でなしにどっかの機関で整理することができないものかというのが私の質問内容です。放っておいたら耕作放棄になって農業委員と関連が濃くなる案件だと思います。でも改良区が一手に引き受けてもどうしようもないし、放棄でなければなんとか方法は、相談できるしでもそれすらできん。これからどんどん出てくると思います。

議長 はい、ちょっと逆に質問をしますけれどもその相続放棄をされた〇〇〇の改良区の土地は今誰かが耕作しておられますか。

16番 今日聞いたら、〇〇〇〇さんが作ってると。

議長 それなら大丈夫ですね。私は〇〇土地改良区の理事長をしていますが、〇〇〇〇で家、屋敷、水田、畑2年前にすべて放棄された方が裁判所の判をついた書類を親子で持ってきて、放棄しましたので後は賦課金も払いませんと言ってきたんです。それが6月のかかりです。その時に事務員がそのまま受けたのですが4月の賦課金がまだ未収でした。それですぐ電話して4月分、前期は未払いなのでそれは払ってもらわないといけませんよと言ったら、ならすぐ払うので来て下さいということで行きました。水田は誰が作っているのか調査したら、〇〇の方が作っておられたので行って賦課金が1反2,800円ですので小作料を払う相手がもういないので、作ってもらっても結構ですので賦課金をもらいたいと言ったら、わかりました、毎年払いますということで。ずっと耕作放棄地にならずに稲作をしていただいています。そういうのがうちの改良区では2件目でした。1件目は〇〇の〇〇でした。その水田がたまたま山の上で影になるところで草が生えても仕方がない、地元の方もまあええわいなということで。そこは賦課しないということで総代会で諮りまして、賦課金をもらわない土地ということにしてみました。作る人がいないと荒れ放題になってしまいますから。もしも〇〇さんが作っておられるなら、そういう話をされてもいいかなと思うんです。

16番 本来、相続放棄の土地は耕作できるの、法的に。

事務局 ちょうど今月の議案の42ページにございました、1番の農地は地主欄が斜

線してあったかと思います。こちらのほうはうちが処理して告示の上、知事裁定して今回の議案に至るんですけれども。〇〇の〇〇〇〇〇さんという亡くなられた方の土地を3人の娘さんが3人とも相続放棄して所有者不明という取り扱いになり、こうしたかたちで利用権設定ができています土地でございますので、何もできないというわけではございません。

ただこの度の〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんのように、作ってくださる方がいないと中間管理機構も含めて身動きとれませんので、なんとか作っていただける方を探するのが先決かなと思います。裁判所の相続放棄の日にちとか確認を取らなければならないことは多々あるんですけど、この度の例で申し上げれば娘さんが3人とも相続放棄をして父母もずっと以前に亡くなっているという案件でしたので、所有者不明の取り扱いができることになりましてこの様に取り扱っております。なかなか時間のかかる話ですけれども、そういったかたちで進められるかなと思います。

議 長 今まで、〇〇さんはその方に小作料は払っておるでしょう。聞いてみて、作る意思があるなら賦課金を払ってくださいって。前の人も小作料を払う相手がいらないから改良区の賦課金のが安いからって言ったら、それならいいですよって。でないと荒廃農地になっちゃうですよ、せっかく今まで作ってもらっているなら継続してもらった方がいいと思います。話をしてみてください。

16番 はい。

議 長 その他ございませんか。はいどうぞ、事務局。

事務局 農地利用集積計画の決定についてですが、これまで相対での利用権設定が行われていましたが、来月から取り扱いがなくなりこの議案自体がございませんのでよろしくお願いします。以上です。

議 長 農林課のほうで集約されますので、大変だと思いますけどよろしくお願いします。個人が直接小作料を払う場合と機構を仲介して払うことが選べますが機構が地主に立て替えることで、未収金があって機構に借金があるようです。直接払うようにしないといけんわいなってことと言ったんですけれども。できれば今まで通り直接地主さんに小作料を払うようにしたほうがいいと思いますので、よろしくお願いします。

その他ありませんか。はい、農林課。

農林課 農林課の清水です。倉吉北高から来年度の授業の一環で、田植えから収穫まで通年の授業をしたいということで、対応していただける農家さんを探しているそうです。希望としては田植えは手植えでして最後は何か調理までいきたいということで、細かいことは詰めていないんですが30人位の生徒を連れて行きたいということで農家さんを探しておられます。来週いっぱいぐらいに対応してくださる農家さんがあるかどうか回答を求められておりますので、農業委員会のほうでもどなたかないかよろしくお願いします。

5番 面積はどれくらい。

農林課 面積というよりは３０人の生徒さんが行って対応できるかということで。

議 長 では、福井さんと後で話をしてみてください。他にありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、本日の農業委員会会議は閉会といたします。ご苦労様でした。

— 午後３時００分 閉 会 —